

# ジャン・ボダンにおける家と国家

—『国家論』から『悪魔的狂気』へ—

菊地 英里香

## はじめに

ジャン・ボダン（1529/1530-1596）は、16世紀フランスを代表する知識人のひとりであり、法学、経済学、地理学、歴史学などのさまざまな分野で業績を残しているが、特にその主著である『国家論』*Les six livres de la République*<sup>1)</sup>において、近代的主権概念を確立したことで名高い。その一方で、ボダンが『妖術師の悪魔的狂気』*De la démonomanie des sorciers*<sup>2)</sup>という魔女狩りを推進するための書物の著者でもあることは、さほど知られていない。『国家論』のボダンが光なら、『悪魔的狂気』のボダンはまさに影であり、後者は同時代から20世紀の半ば頃まで長期に渡って非難され続けてきた<sup>3)</sup>。

このような評価は、1965年に発表されたP・メナールの論文（「ジャン・ボダンの『悪魔的狂気』」）を契機として改められることになった<sup>4)</sup>。メナールは、この2冊の本の出版的成功（『国家論』はボダンの生前に少なくとも12版、『悪魔的狂気』はフランス語とラテン語だけでも20版は下らない）からみても、『妖術師の悪魔的狂気』がボダンの主要な著作のひとつであったことをまず指摘した上で、両著作が理論的で実践的であるという2つの目的を満たしていると述べた。さらに、ボダンが神を頂点とした組織的な思考体系を有しており、その根源的な世界認識は、人間と自然と神という3者の歴史の収斂によって実現されるべきものであり、ボダンにおいてこのイデオロギー的な中心軸は決してぶれることがなく、『国家論』と『悪魔的狂気』の両者もこの枠組の中に収まるものであることが確認された。

本稿では、この見解を踏まえた上で、私的な場である家と公的な場である国家の両方において、ボダンがひとりの支配者を頂点とした峻厳な秩序をどのようなものとして構築しようとしていたかを、両作品を通して明らかにする。具体的には、まずボダンの政治理論の特徴について、家父長権をめぐる彼の見解を中心に把握する。次に、

ボダンにとって、妖術師たちがどのような者であり、どのような理由から撲滅すべき存在であるとされたのかを考察する。これらの作業により、国家論と妖術師論の関連性をより深いレベルで捉えることができるだろう。さらには、中世から近代への移行期における知識人の精神世界の側面を垣間見ることになるかもしれない。また、ボダンの言説を直接現代人の「良識」に照らして評価するのではなく、彼自身の置かれていた歴史的状況から理解することによって、彼の功罪両面についてよりの確な評価も可能となるように思われる。

## Ⅰ 『国家論』について

### (1) 『国家論』の概要

『国家論』は「宗教戦争」という危機的な内乱状態<sup>5)</sup>を克服し、国内に秩序をもたらすべく、ポリティーク派の論客であるボダンによってフランス語で著された。6巻からなる本書を大雑把にまとめると、第1巻は国家の定義、家、主権について、第2巻は国家のとりうる統治形態について、第3巻は裁判官や官吏の諸制度について、第4巻は国家の衰退を防止する対策について、第5巻は財政、対外政策について、第6巻は最善政体や正義について、それぞれ述べている。

ボダンによる国家 République の定義は次のようなものである。「国家とは、多くの家とそれらの間に共通する事柄についての、主権を伴った正しい統治である」<sup>6)</sup>。この定義においては、「主権」と「正しい統治」というキーワードが注目される。ボダンは「主権とは国家の絶対にして永続的な権力である」<sup>7)</sup>と述べる。主権とは具体的には、「他人の同意を得ることなく全ての人々、あるいは個人に法を与える権利」<sup>8)</sup>であり、すなわち立法権、外交権、人事権、終身裁判権、赦免権、貨幣製造および度量衡統一権、課税権といった権力として現れるものである。その一方で、「正しい統治」を実現するためには、権力の行使に制限を加えることが必要となってくる。主権は契約（外国の支配者および自己の臣下と交わした約束）の遵守、自然的正義による拘束、臣民の財産の尊重義務といった自然法やサリカ法などの王国基本法によって制限される。また、「共通の事柄」に関しては、ボダンは共有地、共有の財産、道路、市壁、広場、寺院、市場、用役権、法律、慣習、正義、地代、刑罰などのことであるとした。

ボダンの理論の特徴としては、次の3点が挙げられよう<sup>9)</sup>。第1はプラトンからトマス・モアに至るまでの理想主義に対する批判である。ボダンは彼らの説く国家が

「効果のない空想」であるとして、自らは政治学の規則に従った現実的な国家像の構築を目指すと宣言した。第2は反マキアヴェリズムである。ボダンはマキアヴェッリが国家の基礎を不正義と不敬虔にしていると非難し、マキアヴェッリの論じたものは「暴君の術策」であると述べる<sup>10)</sup>。第3は反抵抗権理論である。秩序を非常に重視するボダンは、無秩序はいかなる暴政よりも悪いと考えていた。仮に暴君が出た場合どうすべきかという問いに対して、ボダンは伝統に従い2つの可能性に分けて答える。まず暴君が篡奪者（選挙、継承法、くじ、聖戦、神の特別の命令といった根拠のない場合）であるとき、ボダンは篡奪者の殺害を認める。次にそうでない場合、つまり正当に得た権力を乱用する暴君の場合であるが、同時代のファン・デ・マリアナ（1536-1624）らが暴君の殺害を認めているのに対し<sup>11)</sup>、ボダンは主権者に対する積極的、能動的な抵抗権を、主権の名の下に否認している。現実には後者のケースしかほぼありえないので、ボダンは積極的な抵抗権を認めていないといえよう。「暴君も主権者である」<sup>12)</sup>、「最も激しい僭主制であっても無秩序よりは悲惨ではない」<sup>13)</sup>という言葉からは、暴君による苛酷な統治より、抵抗権が認められることによって引き起こされるアナキー状態のほうがより悪しきものと考えられていたことがわかる。

## (2) 国家のモデルとしての家

ボダンは、家を次のように定義する。「家とはひとりの家父長に服する多くの従属的な人々と彼に固有なものに対する正しい統治である」<sup>14)</sup>。さらに、「よく導かれた家は国家の真の写しであり、家父長の権力は主権と似たものとなる。同様に正しく統治された家は、国家の統治の真のモデルとなる」とされた<sup>15)</sup>。国家は公のあるいは共同の領域、そして家は私的なあるいは個の領域に属するものであるが、それにもかかわらず同じ支配構造を持つと考えられている。ボダンが家の支配構造をどのように捉えていたかを知ることは、彼の国家像を把握するために不可欠であるといえよう。

16世紀のフランスにおける法の下では、家父長権がいくぶん弱められており、父と子のより自由な関係を弁護する精神の持ち主さえ出現していた<sup>16)</sup>。実際、当時は慣習法地域においても成文法地域と同様に、父には懲罰の権利が認められていたが、この権利はかなり限られたものであり、生殺与奪権などは問題外であった。このような状況にあって、ボダンは生殺与奪権を含めた絶対的な家父長権の確立を訴える<sup>17)</sup>。他の権力とは違って、父の権力は歴史の過程で偶然に生じてきたわけではないとして、口

ーマ法のみならず、彼の百科事典的な知識をも用いて、ボダンは家父長権に普遍的特性を与えようとした。家父長がその子供たちに命令を下す権限は自然のものであるとされ、さらに、モーゼの十戒（『出エジプト記』20:12）の「父母を敬え」という言葉などを根拠に、家父長権は自然と神に由来する権利であると主張された<sup>18)</sup>。

次に、先の定義で絶大な権力を持った家父長が統治すべきとされた「固有のもの」propre についてであるが、それは私的財産に他ならない。「家の管理 mesnage は、ひとつの家 famille の財産、女性、子供、使用人を他の家のそれと区別する。そして個々の家に固有なものと全体に共通するものとを区別する」<sup>19)</sup>。主権が臣民の財産の尊重義務により制限されると規定されていることから、ボダンは私的生活と私的財産の擁護者であることは明らかである。

また、ボダンは公的なものが存在する前提として、私的なものの存在を強調する。ここで批判されるのは、私有財産と家族の共有を主張したプラトンの説である。

土地を〔平等に〕分けるように、全ての財産を共有することはありえない。実に、プラトンは、彼の第1の国家〔『国家』第5巻〕において、女性と子供に至るまでが共有されることを望み、国家に降りかかる全ての悪と国家を滅ぼす原因であるとして、〈汝のもの〉、〈己のもの〉という2つの言葉を彼の国家から追放しようとした。さて、彼はそのようなことが実際に起こったら、国家の唯一のあかしが消えるとは考えなかったのだろうか。というのは、何らかの固有のものがなければ、公的なものなど全くないからである。そして、公的なものが全くなければ固有なものもなくなる。もし全ての市民が王なら、王など全くいなくなってしまうのと同じである<sup>20)</sup>。（〔 〕は引用者）

この一節に引き続いて、ボダンはプラトンの述べたような全てを共有する国家は神と自然の法に真っ向から反していると主張し、近親相姦や姦通、親殺しといった、女性が共有された場合に避けがたい悪を神が憎悪していることをその理由とした。

このような性的モラルへの逸脱行為に対するボダンの強い警戒心は、次章で取り上げる『妖術師の悪魔的狂気』においても散見される。神の許しの下で生殖器官に作用を及ぼすことができるとされた悪魔は、その能力によって、第1に人間の増殖を妨げることでその絶滅を企て、第2に夫と妻の神聖な結びつきを断ち切ることを狙い、第

3に近親相姦や姦通へ向かわせようとしているとボダンは考えていた<sup>21)</sup>。

『性愛の歴史』においてJ・ソレは、世俗の裁判所とキリスト教宗教道徳が一致協力して性的放縦を有罪視し、処罰し統制するということが16世紀後半以降の西ヨーロッパ諸国において共通に見られた現象であったことを指摘する<sup>22)</sup>。カトリックの国でもプロテスタントの国でも、裁判制度を用いて性道徳の監視を行ったという点において相違はなかった。性的な抑圧や道徳の強制の背後には、国家による秩序の確立への強い意志があった。ボダンの言説もこのコンテクストの中で理解されるべきだろう。国家の構成単位であり、その真のモデルとして家を重視するボダンであったからこそ、近親相姦という性的モラルの崩壊を、家の秩序のみならず国家の秩序をも根底から覆す危険極まりないものであるとみなし、近親相姦を繰り返し断罪したと考えられる。

## II 『妖術師の悪魔的狂気』について

### (1) 執筆の動機と目的

「妖術師とは、承知の上で悪魔的手段によって何らかのことを成し遂げようとする者である」<sup>23)</sup>という定義で始まる本書は、4篇から構成されている。第1篇では霊の本性、人間と霊とのかかわり、隠された事柄を知るための方法について、第2篇では妖術師の不正な術と手段について、第3篇では妖術を成し遂げるための、あるいは追い払うための方法について、第4篇では訊問、訴訟形式、妖術師に対して必要な罰について記述され、最後に「ヨハン・ヴァイアーへの反駁」が補遺として加えられている。この補遺に関しては、第3節で取り上げるが、現代人の目には医学的見地から「魔女狩り」に反対したヴァイアーのほうが良識にかなっており、これを批判したボダンの「妄想」と「迷信」とは彼に対する断罪のもととなっている。しかし、ここでは敢えてそうした現代人の評価を「括弧に入れた」上で、『妖術師の悪魔的狂気』において何が意図されていたのかを、ボダン自身の文脈に即して明らかにしてみたい。

この書物を著す動機となった一件に関して、ボダンは序文で詳しく述べている。

私が求められて参加し、1578年4月末日に結審した1人の女の妖術師に対する裁判が、私に妖術師たちについて解明するようにと筆をとらせた。全ての人々にとって妖術師は驚嘆するほどに不可思議であり、信じがたいとする者もいた。私が言う女の妖術師はジャンヌ・アルヴィリエという名前で、コンピエーニュ近くの

ヴェルベリ生まれで、人間を数人、家畜を数頭殺したとして告発された。彼女は最初の段階では強情に否定し、何度か意見を変えたが、尋問も拷問もなしに白状した。また、彼女は早くも 12 歳の時に母親から黒い大男の姿をした悪魔に紹介されたことも告白した。悪魔は人間の姿をしているだけでなく、黒い布をまとうており、彼女が生まれるやいなや〔母は〕そこにいる悪魔が彼女〔娘〕を優遇し、幸せにすると約束したと言った。そして、その時から彼女は神を棄て悪魔に仕えることを約束した。同時に、悪魔と肉体的に結合し悪魔のものとなり、12 歳からほぼ 50 歳までそれは続いた。〔…〕そしてこのこと〔彼女の供述〕について奇妙でほとんど信じられないと言う人がいたので、私は妖術師の悪魔への服従に対する怒りから、これ以上に忌まわしいものはなく、これ以上重い刑罰に値する罪はないということを知らしめるために、『妖術師の悪魔的狂気』と題したこの論考を著すことを決意した<sup>24)</sup>。

ボダンは、妖術師の不可思議な行為を証明するにあたり、アリストテレスを知識豊かであるともなす輩がいるが、その知識は自然界の事柄の 1000 分の 1 にも満たないと言い、自然の中にはその原因がまだ知られていない驚嘆があり、そのような事柄の中に、悪霊や妖術師の驚くべき行為も含まれていると主張した<sup>25)</sup>。さらに、3000 年前から妖術師たちの行う供儀、踊り、夜間移動、殺人や呪いといった諸行為は全世界で目撃されており、現在も同様のことを妖術師たちが供述しているので、彼らの悪しき行いは実在すると断定した。何よりも神がその法の中で妖術師を生かしておく民を根絶やしにしていることを最大の権威とし（ボダンによる傍注は「レビ記」20）、さらに、ギリシア人やローマ人、そして他の民族は神の法を聞く以前から、妖術師たちに対して嫌悪を抱いて死刑に処しており、同様のことをアウグスティヌスが述べていることから、妖術師の存在は疑い得ないものだと言った<sup>26)</sup>。

## (2) 家と国家の破壊者としての妖術師

なぜボダンが妖術師を撲滅しなければならないと考えたのかは、2 つのレベルから捉えられるだろう。第 1 のレベルにおいて、妖術師は家の秩序の破壊者としての顔を持っている。サバト (Sabbath、ボダンは単に集会 *assemblee* とも記述<sup>27)</sup>) とは、悪魔と妖術師たちが行くとされた夜の集会であるが<sup>28)</sup>、ボダンの伝えるサバト像は、ほ

ぼ決まった型を持っている。まず、悪魔的な飛行により妖術師はサバトに連れて行かれる。彼らに移された場所には悪魔と妖術師の集団がいて、そこでは悪魔崇拝と悪魔との性的な交わり、サバトの輪舞、塩なしの肉でいっぱいの食卓を囲んでの宴が繰り広げられる。S・ウダールが『悪魔の諸学』において指摘するように<sup>29)</sup>、ボダンにとってサバトは重要な位置を占めている。なぜなら、これは家、さらには国家の無秩序を象徴するものとなっているからだ。サバトのシーンでは、全てが本来あるべき姿とは逆になっており、そこには父権などなく、法もなく、人々は近親相姦、嬰兒殺し、サバトの輪舞に興じているとされていた。

次に、ボダンが妖術という悪の家族内伝染を信じていたという点に注目しておきたい。ボダンは、母親が妖術師である場合、ほぼ例外なく娘もまた妖術師であると推定している<sup>30)</sup>。このような家における妖術の伝染は、生物学的「遺伝」として解すべきではなく、ボダンの関心が一種社会的かつ文化人類学的な「伝承」へ向けられていることは平野氏によって指摘されている<sup>31)</sup>。ボダンは、妖術師たちが自分の家族を悪魔に捧げることを習慣として受け継ぐことによって、悪しき伝統を保っていると考えていたようだ。母親が娘を悪魔の許に連れて行くだけでなく、父親である妖術師が子供を悪魔に引き合わせることもあるとボダンは言う。妻が夫を引き入れ、母が娘を引き入れるということがよく起こり、家族ごと悪魔の手下になり、その結果、数世紀に渡って一族が妖術師だったということが多くの裁判からわかっているともボダンは述べている。それゆえ、家が妖術という悪習に染まることを強く危惧したボダンは、家が神への信仰の下で正しく営まれることを望み、妖術の予防が家族単位で行われることを奨励する。その方法とは、朝と晩、食事の前に神の恵みに感謝すること、そして少なくとも週に1度、2時間は家族全員の出席のもとで、家長が聖書を読むことである<sup>32)</sup>。

第2のレベルにおいて、妖術師は「エリート妖術師」として描かれる。エリート妖術師とは、社会的に認められた地位にある学識豊かな妖術師のことである。ボダンは、民衆世界のみならず、国家のあらゆる階層に悪魔と通じている妖術師がいると考えていた。もちろん、国家の中枢部にいる人々も例外ではない<sup>33)</sup>。

とりわけ、ボダンは宮廷妖術師ほど害になるものはないと言い、彼らを非常に危険視していた。なぜなら「君主がサタンの側につけば、サタンの意思を実行に移すことになるからである。彼は全ての宗教をあざけり、親殺し、乱交、戦争を引き起こし、

悪魔へ犠牲を捧げ、全ての悪に恩恵を施す」<sup>34)</sup>であろうから。ボダンは、ヴァロワの王族たちを妖術師の保護者、あるいは本人自身が妖術師なのではないかと疑い、そのためフランスが神の報復によって内乱に見舞われているのではないかと考えていたふしもある。以下で言及するシャルル9世（在位1560-74）だけではなく、妖術師を使ってパヴィアの戦いの結果を知ろうとしたフランソワ1世（在位1515-47）、ナポリ人の妖術師を宮廷に召し抱えたアンリ2世（在位1547-59）、さらにアンリ3世（在位1574-89）も妖術に汚染された人物と目された<sup>35)</sup>。

宮廷妖術師の実例としては、シャルル9世の宮廷に出入りしていたトロワ・デ・ゼシェルについて、ボダンはたびたび言及している。デ・ゼシェルは共犯者を告発したために、シャルル9世から恩赦を受けていた。虚弱体質で若くして亡くなったこの王に関して、ボダンは「この妖術師〔デ・ゼシェル〕と共犯者たちを火あぶりにしていたならば、神は彼にそのような死刑執行の代わりに、幸福で長い命を与えていただろうと信じるべきだ」<sup>36)</sup>と述べ、妖術師と関わる君主には当然神の罰が下されると説いた<sup>37)</sup>。

また、冒瀆性のはなはだしい妖術師としては、司教や牧師である妖術師の右に出る者はいないとボダンは言う。妖術師であったリヨンのサン・ジャン・ル・プティ教会の主任司祭は、自分の教区を呪うために全くオスチャを聖別しなかったという理由で、1558年に生きたまま焼かれた。また、ソワツソンの主任司祭は、カエルに洗礼をしたという理由で同様に生きたまま焼かれたが、これは妖術師司祭に破門しか命じない教会法にそぐわないものであるが、罪のバランスという観点から、ボダンはもっともなことだと結論する。ボダンは、それぞれの人間の職責に罪の重さも対応すると考えている<sup>38)</sup>。例としては、毒殺する医師、不正を働く裁判官、領主を裏切る臣下、国を売る国民などが挙げられる。同様に、妖術師である司祭はこれら全てのものより邪悪なだけでなく、司祭でない他のどんな妖術師よりも忌まわしいので、悪魔への明らかな祈願がなくとも死刑に値するとされた。ポリティーク派に属するボダンは、宗教的には寛容論を説くが、国家を維持するためには宗教はひとつであるのがよいと考えており、『悪魔的狂気』の中で称賛されているのは「唯一なる宗教」（ボダンはそれがどの宗教か明言してはいないが）であった<sup>39)</sup>。その対極にあり、ボダンは最悪のものと考えていたのが無神論である。なぜなら、神に対する畏れを失った人間は、法律や統治者などを軽蔑し、一切の不敬虔と邪悪にあふれ、人間の法で改善することなどはもは



や不可能になってしまうからである<sup>40</sup>。司祭や牧師のような者たちは、本来宗教を守り預かるべき職務にある。そうした者たちが悪魔に仕えることを選ぶとするならば、彼らは神と全ての宗教を棄てた無神論者となることとなり、ボダンの立場からは当然激しい非難の的となる。

民衆レベルの妖術師は性的モラルを乱すことで家の秩序を破壊する者であり、エリート妖術師は知識や社会的立場を利用して国家を中核から損なう者であると認識されたがゆえに、両者とも許すべからざるものと見なされたのである。

### (3) ヴァイアー論の有害性

魔女狩りに反対したことで『悪魔的狂気』の補遺「ヨハン・ヴァイアーへの反駁」において糾弾されている医師ヨハン・ヴァイアー（1515-1588）<sup>41</sup>も、ボダンの目にはエリート妖術師の一例として映っていた<sup>42</sup>。ヴァイアーは、悪魔や悪魔と結託する妖術師（すなわち、魔法書などに通暁した高等魔術師）が存在することは認めていたが、医者としての臨床体験をもとに、「魔女」とされている女（主に老女）たちは、彼女たちの想像力に巧みに入り込み作用を及ぼす悪魔に欺かれており、悪魔自身のしわざを自分たちがしたと思いこんでいるだけであると考えていた<sup>43</sup>。それゆえ、ヴァイアーは魔女たちをむしろ犠牲者であるとみなし、彼女たちの無罪を主張した。

ヴァイアーによれば、女性たちは本性によってメランコリックであり、愚かで失望に屈しやすく、神をほとんど信じていないため、悪魔は喜んで彼女らを取り込み、自分の道具としている。また、魔女とされている女性たちの大部分はメランコリアの患者であり、サバトや動物への変身や悪魔との性的関係といった魔女に関するさまざまな事柄は、悪魔の作用による幻想の産物でしかないとヴァイアーは述べた。したがって、理性や意志を欠いた罪のない哀れな病人である彼女たちには、医者による治療とキリスト教の信仰の下で正しい道へと導いてやることとが必要だと彼は主張した<sup>44</sup>。

これに対して、ボダンはヒッポクラテスやガレノスを典拠とし、熱く乾いた気質を持つ男性こそがメランコリアに陥るものだと断言する。さらにはアリストテレス（『問題集』XXX, 1）を権威に、メランコリアは人を賢明で思慮深くすると述べ<sup>45</sup>、ヴァイアーの見解を一蹴した。女性を無知で不敬虔で男性より劣っていると見る見方は、ボダンとヴァイアーに共通である<sup>46</sup>。しかし、その弱き性のゆえに彼女たちを寛大に扱うべきだとヴァイアーが唱えたのに対して<sup>47</sup>、ボダンは女性たちの大部分は強

情であり、その獣じみた欲望のゆえに容易に悪魔と結託するとみなしたのだった<sup>48)</sup>。ポダンによれば、サタンが何人にも神を棄て悪魔に身を捧げることを強要しないということに、全ての妖術師は同意しているという。そして悪魔との契約や性的結合、悪魔崇拝などは、妖術師たちが正真正銘の自由意志によって選択し、悪事を働くために悪霊たちを道具として利用しているのだとポダンは述べ、比類なく重大な犯罪者である妖術師たちには極刑をもって臨むべきだと主張した<sup>49)</sup>。

ポダンが、ヴァイアーの（魔女に対する）寛容論を何としても論駁しなければならぬと考えたのには、2つの理由があるように思う。まず第1には、ポダン自身も述べていることであるが、悪魔にだまされているからという理由で女妖術師たちを赦すのなら、盗みや殺人などその他の犯罪に関しても、同じ理由で放免することになってしまうからである<sup>50)</sup>。国家という共同体の維持を至上命題とするポダンにとって、個人としての女性に配慮したヴァイアーの寛容論は、統一体に綻びが生じる危険性を孕んだ許しがたいものとして認識されたに違いない。ポダンは、妖術師を滅ぼさなければならない第一の理由を「全ての人々に対する神の怒りを止めさせること」だとした<sup>51)</sup>。彼にとっては集団の安全が最も重要な関心事であり、罪人そのものを罰したり悔悛させたりすることは、二次的な要素に過ぎなかったのである<sup>52)</sup>。

第2に、これまでに述べられてこなかったことであるが、ヴァイアーの女性への寛容論を、ポダンは彼の理想とする家父長権力の支配に対し危険なものであるとみなしたがゆえに、これに対して強く反駁したのではないだろうか。ポダンは、ネロによる拷問に最後まで耐えた女性などの事例を伝えながら、女性は弱い性などではないと主張していた。ポダンは女性を蔑視すると同時に恐れていたと考えられる。このような女性観が当時いわゆるエリート層に行き渡っていたことは、ジャン・ドリュモアの『恐怖心の歴史』が明らかにしている<sup>53)</sup>。それゆえ、女性への押さえつけを緩めるなら、女性たちが家父長の権力を奪うという事態が起きかねないとポダンが察知して予防策を講じたということは、十分ありうると考えられる。

## おわりに

ポダンといえば、一般には、中世的な社会秩序が解体し、近代的・中央集権的な「主権国家」への曲がり角に立つ時代の思想家として理解されている。「ポダン＝主権論の提唱者」という一側面に目を奪われてしまうと、私たちは彼を絶対主義への道を

拓いた思想家、あるいは全体主義の先駆者として捉えることで終始してしまうかもしれない。だが、ボダンが家、あるいは個の領域をどのようなものとして捉えていたかという点に着目する時、彼の抱えていた問題が別の角度から浮かびあがってくる。

ボダンは家父長の絶大な権力の下に家が統治されるべきだと考えていた。過激といえるほどに、家父長権の強化を望んだボダンの真意はどこにあったのだろうか。「ローマ帝国の衰退期には、家父長権が徐々に弱められていくやいなや、古代の徳や共和国の全ての輝きが消え去り、敬神と善き習俗の代わりに100万の悪徳と邪悪さが続いた」<sup>54)</sup>という一文が示すように、ボダンはローマ帝国の弱体化を家父長権の弛緩と関連づけて考えていた。また、この引用からは、家父長権の衰退が道德の崩壊をもたらしたとボダンが洞察していることもわかる。ボダンが近親相姦や性的放縦といった性的モラルの崩壊を嫌悪し、非常に危険視していたことは、『悪魔的狂気』における記述からも窺い知ることができる。家父長権の弱体化によるモラルの崩壊は、家、さらには国家を破滅へと導く危険極まりないものと感知されたため、ボダンは女性を家父長権の下で厳しく管理すべきだと考えたに違いない。

国家と家とはボダンにあっては、対立するものではなく、循環する関係にあると言えるだろう。このような現象は、ボダンが国家の最小単位を個人ではなく家としたことから帰結する。そして、国家がひとつの拡大された家として統一されるためには、政治だけではなく精神（モラル）のレベルにおける強い結合がなければならない。その結合を媒介するものがもはや宗教でないとするれば、それは家族的なモラルというものであろうが、妖術は——無神論が神を否定するように——正しい家族的結合を否定する。それゆえ、ボダンは妖術師を危険視したのだろう。家族に着目したボダンの理論には、個人のアイデンティティを形成する具体的な共同体としての家族の意義を重視し、倫理的な問題を全面的に「個人の自由」へと帰着させるという、近代以降の思考が見落としがちな点に留意している点で、現代における共同体論的な立場と相通するものがあるのではないだろうか<sup>55)</sup>。

長引く内乱という苛酷な時代背景は、悪魔や妖術師の存在を確信させその脅威を増大させるものだったであろう。しかし、なぜ妖術師という存在がボダンの心を捉えて離さなかったのかという疑問は依然として残る。ボダンは、彼自身も述べているように、「妖術師は生かしておくべからず」という神の掟に従い、内乱というかたちで現れている神の怒りを鎮めるために、妖術師を撲滅すべきだという純粋な熱意に駆られ

たのだろうか。あるいは、同じ神の名を掲げながら新旧両派に分かれて争いあう人々を前に、ある種の「神の不在」を感じつつも、それを払拭するために妖術師という敵を必要としたのだろうか。これらの点に関しては、今回用いた資料の更なる分析と、同時代の妖術師をテーマとした著作に取り組むことにより考察を深めていきたい。

### 注

- 1) テクストとしたのは、Jean BODIN, *Les six livres de la République*, Paris, 1576 (La dixième édition, parue à Lyon en 1593), Paris: Fayard, 1986. 注では *République* と略す。
- 2) テクストとしたのは、Id., *De la démonomanie des sorciers*, Paris, Jacques du Puys, 1580 (réédition de 1587), Paris, Gutenberg Reprints, 1979. 注では *Démonomanie* と略す。なお、sorcier は通常「魔女」と訳されることが多いが、ボダンが標的とした sorcier には男性も含まれているため、「妖術師」と訳した。
- 3) 例えば、ボダンは「彼の時代の最も恐ろしい迷信につかれた残忍な法曹家」(Pierre LAROUSSE, *Grand Dictionnaire Universel du XIX<sup>e</sup> siècle*, 1982, XVII vol., p. 852) と評され、『悪魔的狂気』は「殺人狂の煽動文書」(クルト・バッシュビッツ『魔女と魔女裁判』川端豊彦, 坂井州二訳, 法政大学出版局, 1977年, p.139) とも言われた。悪魔学者としてのボダンに対する評価の歴史と、近年の日本における研究動向については、拙稿「ヨーロッパ近代と悪魔学——ジャン・ボダン『妖術師の悪魔的狂気について』をめぐる研究動向——」『比較文化研究』第1号, 2005年, pp.93-100を参照。なお、日本におけるボダン研究としては、佐々木毅『主権・抵抗権・寛容』岩波書店, 1974年, 清末尊大『ジャン・ボダンと危機の時代のフランス』木鐸社, 1990年がある。
- 4) Pierre MESNARD, «La Démonomanie de Jean Bodin», dans *L'opera e il pensiero di G. Pico della Mirandola*, Florence, 1965, t. II, pp. 333-356.
- 5) ボダンの危機意識は序文によく表れている。「王国や帝国、そして全ての国民の存続を保つことは、神に次いで、善き君主と賢明な統治者たちにかかっている。彼らの権力を保ったり、彼らの厳粛な法を執行したり、全体に共通する善、そして個人それぞれの善になる言葉や命令に従ったりすることに、個々人が手を貸すのは極めてもったいなことだ。このことは常に正しくすばらしいことなのであるが、今我々にとっては、かつてなく必要なことである」。続いて「我々」は激しい嵐により転覆させられた国家という船の乗客として描かれる (Jean BODIN, *République*, Préface, pp. 9-10)。
- 6) *Ibid.*, I-1, p. 27. なお、ボダンにおける République 概念が、古代の理想主義を廃し、現実主義を目指したものであるという点に関しては、Béatrice PERIGOT, «La notion de République chez Bodin», *L'œuvre de Jean Bodin-Actes du colloque de Lyon, janvier 1996*, réunis par Gabriel-André PÉROUSE, Nicole DOCKÈS-LALLEMENT

- et Jean-Michel SERVET, Paris: Honoré Champion, 2004, pp. 39-54 を参照。
- 7) Jean BODIN, *République*, I-8, p. 179.
  - 8) *Ibid.*, I-10, p. 306.
  - 9) ボダンの理論の特徴を要約したものとしては, Simone GOYARD-FABRE, *Jean Bodin et le droit de la République*, Paris: Presses Universitaires de France, 1989, pp. 9-16 が参考になる。
  - 10) Jean BODIN, *République*, Préface, p. 12.
  - 11) ファン・デ・マリアナとその暴君殺害論については、『中世思想原典集成 20 近世のスコラ学』上智大学中世思想研究所編訳, 監修, 平凡社, 2000 年, pp.604-643 所収の秋山学・宮崎和夫訳「ファン・デ・マリアナ『王と王の教育について』」を参照。
  - 12) Jean BODIN, *République*, I-8, p. 185.
  - 13) *Ibid.*, IV-7, p. 208.
  - 14) *Ibid.*, I-2, p. 39.
  - 15) *Ibid.*, I-2, p. 40.
  - 16) Christian BRUSCHI, « ‹Mesnage› et République », *L'œuvre de Jean Bodin-Actes du colloque de Lyon, janvier 1996*, réunis par Gabriel-André PÉROUSE, Nicole DOCKÈS-LALLEMENT et Jean-Michel SERVET, Paris: Honoré Champion, 2004, p. 20.
  - 17) ブリュスキによれば, このような家父長権の力説は『国家論』固有のものであり(ボダンの他の著作には見うけられない), 主権を十分に強化するために, パラレルな権利である家父長権を正当化しているという (*ibid.*, p. 25)。
  - 18) Jean BODIN, *République*, I-4, pp. 63-64.
  - 19) *Ibid.*, I-2, p. 46.
  - 20) *Ibid.*, I-2, p. 44.
  - 21) Jean BODIN, *Démonomanie*, II-1, p. 64R.
  - 22) ジャック・ソレ『性愛の歴史』西川長夫・奥村功・川久保輝興・湯浅康正訳, 人文書院, 1985 年, pp.123-136.
  - 23) Jean BODIN, *Démonomanie*, I-1, p. 1R. この定義における「承知の上で」*sciement* という言葉に注目しておきたい。妖術師たちが自らの意志で悪魔と結託しているという主張は, のちのヴァイアーへの論駁において重要なポイントとなる。なお, 妖術師たちの悪と自由意志の問題に関しては, 以下を参照。拙稿「魔女という悪の起源をめぐって——自由意志と神の許し——」『エイコーン——東方キリスト教研究——』, 第 32 号, 2005 年, pp.105-122.
  - 24) Jean BODIN, *Démonomanie*, Préface, pp. 1R-2R.
  - 25) *Ibid.*, Préface, p. 5L.
  - 26) *Ibid.*, Préface, pp. 10L-R.

- 27) 表記はボダンのテキストのままである。
- 28) サバトの歴史に関して日本語で読めるものとしては、カルロ・ギンズブルグ『闇の歴史』竹山博英訳、せりか書房、1986年が詳しい。
- 29) Sophie HOUDARD, *Les sciences du diable. Quatre discours sur la sorcellerie*, Paris: Cerf, 1992, p. 103.
- 30) Jean BODIN, *Démonomanie*, IV-4, p. 211R.
- 31) 平野隆文『魔女の法廷』岩波書店、2004年、pp.109-111.
- 32) Jean BODIN, *Démonomanie*, III-1, p. 137R.
- 33) *Ibid.*, Réfutation, p. 240R.
- 34) *Ibid.*, IV-5, pp. 233L-R.
- 35) 特にアンリ3世に関しては、性的逸脱者・魔術の実践者として彼を悪魔に見立てたパンフレットが当時出版されている (Keith CAMERON, «Satire, dramatic, stereotyping and demonizing of Henri III», in *The Sixteenth-Century French Religious Book*, edited by Andrew Pettegree, Paul Nelles and Philip Conner, Aldershot: Ashgate, 2001, pp. 157-176).
- 36) Jean BODIN, *Démonomanie*, III-5, p. 169R.
- 37) *Ibid.*, IV-1, p. 186L.
- 38) ボダンは調和的正義の比例により、個人の身分に応じて罰は厳しく、罪は重くなるとした。調和的正義は算術的正義と幾何学的正義を総合した平等と衡平を考慮する正義であり、この正義は「古代ギリシアやラテンその他においてもかつて言及されたことがないものだ」と自負していた (Jean BODIN, *République*, VI-6, p. 253).
- 39) Sophie HOUDARD, *op. cit.*, p. 102.
- 40) Jean BODIN, *République*, VI-1, p. 23. ボダンは、「宗教ほど体制と国家をよりよく維持するものはない」と言い、「宗教は君主と領主たちが法を執行し、臣下を服従させ、役人へ崇敬を持たせ、悪事を働くことを恐れさせ、相互に愛情を持たせるための権力の最大の原理であり、このような神聖なものが軽んじられたり、議論によって疑われたりしないよう注意しなければならない」 (*ibid.*, VI-7, p. 206) と述べている。
- 41) ヴァイアーの生涯と著作に関しては、Johann WEYER, *Witches, Devils and Doctors in the Renaissance (De Præstigiis dæmonum)*, translated in English from Latin edition (1583) by John SHEA, New York, Center of Medical and Early Renaissance Studies, vol. 73, 1991, pp. XXVII-XCII が詳しい。また、G・ジルボーク『医学的心理学史』神谷美恵子訳、みすず書房、1958年、平野隆文、前掲書も参考になる。今回ヴァイアーのテキストには、*Histoire, disputes et discours des illusions et impostures des diables, des magiciens infames, sorcieres et empoisonneurs: Des ensorcelez et demoniaques et de la guérison d'iceux: item de la punition que meritent les magiciens, les magiciens, les empoisonneurs et les sorciers (Le tout compris en six livres)*, Paris:

- A. Delahaye et Lecrosnier, 1885, 2 vol. (réimpression de l'édition de 1579), New York: Arno Press, 1976 を用いた。
- 42) ボダンは、「サタンの意向にこの上なく従っている者たち」を「言葉や文字によって罫を仕掛け、他の妖術師を作る、あるいは妖術師への罰を妨害する者たち」であるとした (Jean BODIN, *Démonomanie*, Réfutation, p. 239R). また、ヴァイアーは、ボダンが「名うての妖術師」と呼ぶアグリッパの弟子であり、実際に2人が寝食を共にしていたことがあるとも書いているが、これは読者に「ヴァイアー＝妖術師」と訴えかけるひとつの根拠となっただろう。
- 43) Johann WEYER, *op. cit.*, Préface, p. XXXII.
- 44) 例えば, *ibid.*, VI-8, p. 241.
- 45) Jean BODIN, *Démonomanie*, Réfutation, pp. 247L-248R.
- 46) 無論、彼らの見解は現代フェミニズムの観点からは当然批判に値するが、ここではその点も敢えて「括弧に入れて」扱うこととする。
- 47) Johann WEYER, *op. cit.*, VI-22, pp. 313-315.
- 48) Jean BODIN, *Démonomanie*, Réfutation, p. 246L.
- 49) *Ibid.*, Réfutation, pp. 260R-261L.
- 50) *Ibid.*, Réfutation, p. 260L.
- 51) *Ibid.*, V-1, p. 185R.
- 52) André PETITAT, «Un système de preuve empirico-métaphysique: Jean Bodin et la sorcellerie démoniaque», *Revue européenne des sciences sociales*, t. XXX, 1992, n°93, p. 90.
- 53) J・ドリュモー『恐怖心の歴史』永見文雄・西澤文昭訳, 新評論, 1997年, pp.567-636.
- 54) Jean BODIN, *République*, I-4, p. 70.
- 55) M・J・サンデル『自由主義と正義の限界』菊池理夫訳, 三嶺書房, 1992年, pp. 291-299. A・マッキンタイア『美德なき時代』篠崎榮訳, みすず書房, 1993年, p. 270. なお、人と人との絆、社会的結合関係のありようの再考を試みる歴史分野からのアプローチとしては、アナル論文選2『家の歴史社会学』二宮宏之他編, 新評論, 1983年が参考になる。